

# 淡路広域水道企業団エネルギー管理規程

平成 30 年 8 月 1 日  
管理規程第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）に基づき、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関する処置の適切かつ有効な実施を図るため、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）におけるエネルギーの管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 法第 2 条第 1 項に定めるエネルギーをいう。
- (2) 施設 企業団が設置する取水、浄水場、配水池又は事務所その他の事業場をいう。
- (3) 判断基準 法第 5 条第 1 項の規定により経済産業大臣が定め、公表したものをいう。

(企業長の責務)

**第 3 条** 企業長は、水道事業における効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を図るため、エネルギー管理体制を整備するとともに、エネルギーの使用の合理化を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(副企業長の責務)

**第 4 条** 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故あるとき、又は企業長が欠けたときは、企業長の職務を代理する。

(エネルギー管理統括者)

**第 5 条** 水道事業のエネルギー管理業務を統括管理させるため、法第 7 条の 2 第 1 項に規定するエネルギー管理統括者（以下「統括者」という。）を置く。

2 統括者は、事務局長をもって充てる。

3 統括者は、施設全体におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化について、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) エネルギーを消費する設備の維持に関すること。
- (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
- (3) エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること。
- (4) 法第 14 条第 1 項の規定による中長期的な計画の作成事務に関すること。
- (5) 法第 15 条第 1 項の規定による報告に係る書類の作成及び法第 87 条第 3 項の規定による報告に係る書類の作成に関すること。
- (6) エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理推進員に対する指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他施設全体における総合的なエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に向けた取組に関し必要な事務。

(エネルギー管理企画推進者)

**第6条** 統括者を補佐するため、法第7条の3第1項に規定するエネルギー管理企画推進者（以下「企画推進者」という。）を置く。

2 企画推進者は、法第13条第1項各号に掲げる要件を満たす職員のうちから、統括者が指名する。

3 企画推進者は、統括者の命を受け、施設全体のエネルギー管理に関し必要な業務を行う。

（エネルギー管理推進員）

**第7条** エネルギー管理を適切に行うため、それぞれの施設を所管する課及びサービスセンター（以下「課等」という。）に、エネルギー管理推進員（以下「管理推進員」という。）を置く。

2 管理推進員は、施設を所管する課等の長をもって充てる。

3 管理推進員は、統括者の指揮を受け、企画推進者と連携して、所管する施設におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の平準化に関し、次に掲げる業務を行う。

(1) エネルギーを消費する設備の維持に関すること。

(2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。

(3) 第11条の規定によるエネルギー管理標準の作成に関すること。

(4) 所管する施設の職員に対する教育及び指導に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他所管する施設におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し必要な事務。

（職員の責務）

**第8条** 職員は、統括者、企画推進者及び管理推進員の指示に従い、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に努めなければならない。

（エネルギーの使用の合理化に関する取組方針）

**第9条** 企業長は、施設におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（以下「エネルギー使用合理化取組方針」という。）を定めるものとする。

2 エネルギー使用合理化取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する取組内容その他企業長が必要と認める事項について方針を定めるものとする。

3 統括者、企画推進者、管理推進員及び職員は、法及びエネルギー使用合理化取組方針を遵守し、エネルギー管理業務を適切に行うものとする。

（電気の需要の平準化に関する取組方針）

**第10条** 企業長は、施設における電気の需要の平準化に関する取組方針（以下「電気需要平準化取組方針」という。）を定めるものとする。

2 電気需要平準化取組方針には、エネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内で電気の需要の平準化に資する措置、設備の新設及び更新に対する取組内容その他企業長が必要と認める事項について方針を定めるものとする。

3 統括者、企画推進者、管理推進員及び職員は、電気需要平準化取組方針に基づき、エネルギー管理事務を適切に行うものとする。

（エネルギー管理標準）

**第11条** 管理推進員は、所管する施設について、エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他必要な項目に関し、エネルギー管理標準（以下「管理標準」という。）を定めるものとし、各施設のエネルギー管理は、管理標準に基づいて行うものとする。

2 管理標準を定めるに当たっては、判断基準並びにエネルギー使用合理化取組方針及び電気需要平準化取組方針に準拠しなければならない。

3 企画推進者は、管理推進員が管理標準を定めるに当たっては、これを補佐する。  
（エネルギー管理に関する会議）

**第12条** 統括者は、エネルギー管理業務の円滑な実施及び課等との連携を図る必要があると認めるときは、会議を招集する。

（委任）

**第13条** この規程に定めるもののほか、エネルギーの管理に関し、必要な事項は、企業長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# エネルギー管理規程による組織体制

